

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
 【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
 【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

越谷市公契約条例素案8月30日までパブ・コメ受付中

越谷市はかねてから制定に向けて準備してきた「越谷市公契約条例（素案）」を公表し、8月1日からパブリックコメントを受け付けています。ホームページによると8月30日まで、ホームページ上の電子申請やメール・FAX・郵送・窓口などで受け付けています。

ホームページに条例案の概要、条例（素案）が掲載され意見書提出用紙がダウンロードできるようになっています。今回は条例素案に沿ってその内容を紹介します。

条例制定の目的—公平かつ公正な公契約 従事する労働者の適正な労働条件確保

条例素案によると、条例の目的は

第1条 この条例は、公平かつ公正な公契約及びそれに従事する労働者の適正な労働条件の確保を図り、もって公契約の適正な履行及び質の向上に資するとともに、地域経済の健全な発展及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

とされています。市は公平・公正な競争を通じて、公契約の目的である良質な公共サービスや良質な成果品（建物や道路、さまざまな物品など）を確保することによって、税の適正な執行となります。

同時に、地域に生活する労働者の適正な労働条件確保は地域社会における経済の健全な発展や市民福祉の増進に資することになるわけです。

基本方針は適正労働条件確保など5項目

公契約の実施にあたっての基本方針を5項目にわたって示しています。越谷市の特徴は、他の制定自治体でない「市民の雇用対策」にあります。

第3条 市は、次に掲げる事項を公契約の実施に係る基本方針とする。

(1) 公契約における法令遵守の徹底を図り、公契約の締結過程及び内容の透明性を確保するとともに、公

平かつ公正な競争を促進し、市民の理解及び信頼を得るよう努めること。

(2) 公契約の品質、価格及び履行の適正を確保し、良質な市民サービスの提供に努めること。

(3) 労働者等の適正な労働条件の確保に配慮するとともに、本市における雇用の促進及び安定に努めること。

(4) 予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会の増大を図るとともに、防災及び災害復旧活動をはじめとする地域社会の維持及び発展並びに社会的価値の向上に貢献する事業者を適正に評価し、将来にわたる公契約の担い手の育成及び確保に寄与すること。

(5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

市の責務は適正な積算根拠で予定価格を決定

市の責務は前条の基本方針の遵守と適正な予定価格の算出を定めています。これは過剰な価格競争を発注側から抑制する効果が期待されています。

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針にのっとり公契約に係る施策を講じなければならない。

2 市は、公契約の品質、価格及び履行の適正を確保するため、取り引きの実例価格等を考慮した適正な積

算根拠に基づき、契約金額を決定する基準となる予定価格の算出に努めなければならない。

受注者の責務で労働報酬下限額の支払い、雇用の継続、市内労働者の活用などを定める

受注者には、労働者の社会的価値の向上、雇用の継続努力や市内居住者の雇用を求めています。

第5条 受注者は、公契約を締結する社会的責任を自覚し、関係法令等を遵守するとともに、公契約を誠実かつ適正に遂行しなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件及び労働環境の確保に努めるとともに、社会的価値の向上に配慮しなければならない。

3 受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、業務の一部を第三者に発注する場合は、市内に事業所等を有する者を使用するよう努めるとともに、市内に住所を有する労働者等の雇用機会に配慮しなければならない。

4 受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結する場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者については、特段の事情がない限り雇用するよう努めなければならない。

5 受注者は、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

労働報酬下限額は「労働報酬等審議会」の意見をもとに市長が決定—基準は設計労務単価、地域最低賃金、生活保護基準、他公的基準等

労働報酬下限額を市長が審議会の意見を聞いて定め、その基準となるものは建設工事等においては設計労務単価。委託等については地域指定賃金や、生活保護基準などがあげられていて、先行する自治体とほぼ同様です。

ただし、設計基準単価は近年、復興需要やオリンピック需要で（2016年、17704円）と上昇しているものの、1997年の19,121円の水準に達していません。

また、委託事業の内容によっては業界基準がないものもあり、他の制定自治体の多くが生活保護

基準を目安にしています。非正規雇用という本質的な問題もあり、社会的な影響をどこまで及ぼすことができるか問われるものの、自治体が率先して最低賃金を超えていくことの意義は小さくありません。

*当センターの入札制度改革プロジェクトが2008年に提言した「人事院が発表している「世帯人員別生計費」、埼玉県産業労働部による「職種別平均賃金」、民事再生法に基づく「個人再生手続きの最低生活費」などを参考に労賃の最低基準を設定、業務遂行上の資格や技術、技能、経験等を加味した適正な労賃水準を確保する。》も参考にしたい。

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者（規則で定める者を除く。）に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価（賃金又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。（以下各号に示す対象労働者略）

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約（以下「対象契約」という。）の種類又は内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において本市に適用される額

(4) その他公的機関が定める労務単価の基準等

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第11条第1項の越谷市労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

労働報酬下限額を定める対象契約を限定

市の契約は、建設工事だけでも500件以上あり、すべての建設工事や委託契約を対象とするわけではなく、予定価格で対象を限定。指定管理協定も対象契約としています。

- ① 予定価格が5千万円以上の工事請負契約
- ② 予定価格が1千万以上の業務委託に関する契約（対象業務を例示—省略）
- ③ 指定管理者の募集又は選定に係る委託料の上限が1千万円以上の指定管理協定

対象契約において定める事項で市と受注者の対等平等を前提に労働報酬下限額等定める下請け企業・派遣元（受注関係者）の責任も

公契約条例は契約自由の原則に反するという主張があることから、権力的に定めるのではなく、受注した企業等との対等な請負契約や委託契約の契約条項として労働報酬下限額の遵守などを定めています。

また、市による立ち入り調査権、労働者の申し出権、申し出を理由とした労働者の不利益取り扱い禁止などを定めることによって、賃金額、社会保険加入など労働条件の確保が実際可能になるように促し、さらに元請だけでなく下請等にも波及されるよう規定されています。

第7条 市長は、請負契約にあつては市及び受注者が相互に対等平等な関係にあることを、指定管理協定にあつては市及び受注者が共同して公の施設の管理の責任を負うことを前提として、両者が協力及び共同してこの条例の目的を実現するため、対象契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 受注者は、労働者等のうち受注者に雇用される者に対し、労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないこと。

(2) 受注者は、受注関係者が労働者等に支払った労働の対価が労働報酬下限額を下回った場合は、その差額分を支払われるよう、必要な措置を講ずること。

(3) 受注者は、規則で定めるところにより、**第5条及び本条に関する事項の履行状況等を市長に報告すること。**

(4) 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、対象契約に係る業務が行われる作業場の見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、労働者等に適切に周知すること。

ア この条例が適用される労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 次号の申出をする場合の申出先

エ 次号の申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

(5) 労働者等は、労働の対価が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働の対価が支払われていない場合又は支払われた当該労働の対価の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実の申出をすることができること。

(6) 受注者は、労働者等から前号の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

(7) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険に、事業主として加入していなければならないこと。

ただし、社会保険及び労働者災害補償保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合は、この限りでない。

(8) 受注者は、受注関係者の社会保険の加入状況を確認し、加入していない場合は、その加入について指導又は助言を行うこと。ただし、社会保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合は、この限りでない。

(9) 対象請負契約の受注者は、標準見積書の参照等により必要な法定福利費を把握し、適正な下請負契約の締結に努めなければならないこと。

(10) 受注者は、次条第1項の規定による立入調査等に応じること。

(11) 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。

ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号及び第6号の規定を遵守すること。

イ 受注関係者は、次条第2項の規定による市長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(12) 受注者は、第9条第1項の規定による求めがあった場合は、速やかに違反を是正するための措置を講ずるとともに、同条第2項の規定による報告を行うこ

と。

(13) 市長は、第10条の規定による公表ができること。

(14) その他市長が対象契約において定める必要があると認める事項

報告・資料提出を求め、立入調査する権限

労働報酬下限額が守られ労働条件の確保がされているか、受注者や受注関係者に報告や資料の提出を求めることができ、また、立ち入り調査を行うことを定めています。

第8条 市長は、労働者等から前条第5号の申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所に立入調査をさせることについて、協力を求めることができる。

是正要求及び是正報告

市長は労働報酬下限額が支払われていない、社会保険に加入していないなどが明らかになった時は是正措置を求め、その結果を報告させます。

第9条 市長は、前条の規定による立入調査等の結果、受注者又は受注関係者が対象契約において定められた事項に違反していると認めるときは、当該違反を是正するための措置を講ずるよう受注者に求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日までに市長に報告するものとする。

公表することで受注者を牽制

さて、受注者が前条の是正措置を行わなかった時など、これに実効性を持たせる措置は、強硬な

場合「契約解除」「指名停止」などの措置が考えられますが、越谷市では事実の「公表」としていただきます。これで事業者の行為に牽制が利くかどうか意見の分かれるところですが、次回・翌年の入札を考えれば、この公表は指名停止など同様の効果を持つとの意見もあります。

第10条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより公表することができる。

(1) 第8条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条第2項に規定する是正の措置を講ぜず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

労働報酬等審議会の意見を聞いて定める

労働報酬下限額は市長の附属機関としての審議会の意見を聞いて市長が定めます。

第11条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、市長の附属機関として、越谷市労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員6人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (3) 労働者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

世田谷区長保坂展人さんの講演会を開催予定
埼玉西部地区地方自治研究会が標記の講演会を準備しており、埼玉県地方自治研究センターも共催します。詳細は後日お知らせします。

日時：2016年10月4日(火)18時30分
会場：川越市、ウエスタ川越2F活動室